



概要版

菊池市人権教育・啓発
基本計画【改定版】

2020(令和2)年3月

菊池市



1

基本計画の策定及び見直し

2005(平成 17)年 3 月の 4 市町村合併と同時に、「菊池市総合計画」「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」「菊池市人権・同和教育推進協議会」(以下人・同推協)の趣旨を踏まえ 2007(平成 19)年 3 月に「菊池市人権教育・啓発基本計画」が策定されました。

前計画の策定から 13 年が経過し、電話による問い合わせ等の部落差別事象、子どものいじめ・虐待問題、インターネット上の人権侵害、超高齢化社会の問題、外国人の人権の問題等、新たな人権課題も顕在化しています。

このようなことから、時代の流れや社会情勢の変化、「市民意識調査」結果の反映、人権問題に対する国の動き等を勘案し、より効果的な人権教育・啓発をめざす施策に取り組むために「菊池市人権教育・啓発基本計画」の見直しを行いました。

基本計画

○人権をめぐる現状を明らかにする

市民一人ひとりが共通の認識を持っているか

○人権教育・啓発の取組の方向を示す

現状の把握・内容や取組の方向の明確化

○行政・学校・企業・民間団体・家庭及び地域などに期待される役割を示す

それぞれが役割を自覚し、相互連携を図る



市民一人ひとりの人権が大切にされる
差別のない明るいまちづくり



2

基本計画の基本的な考え方

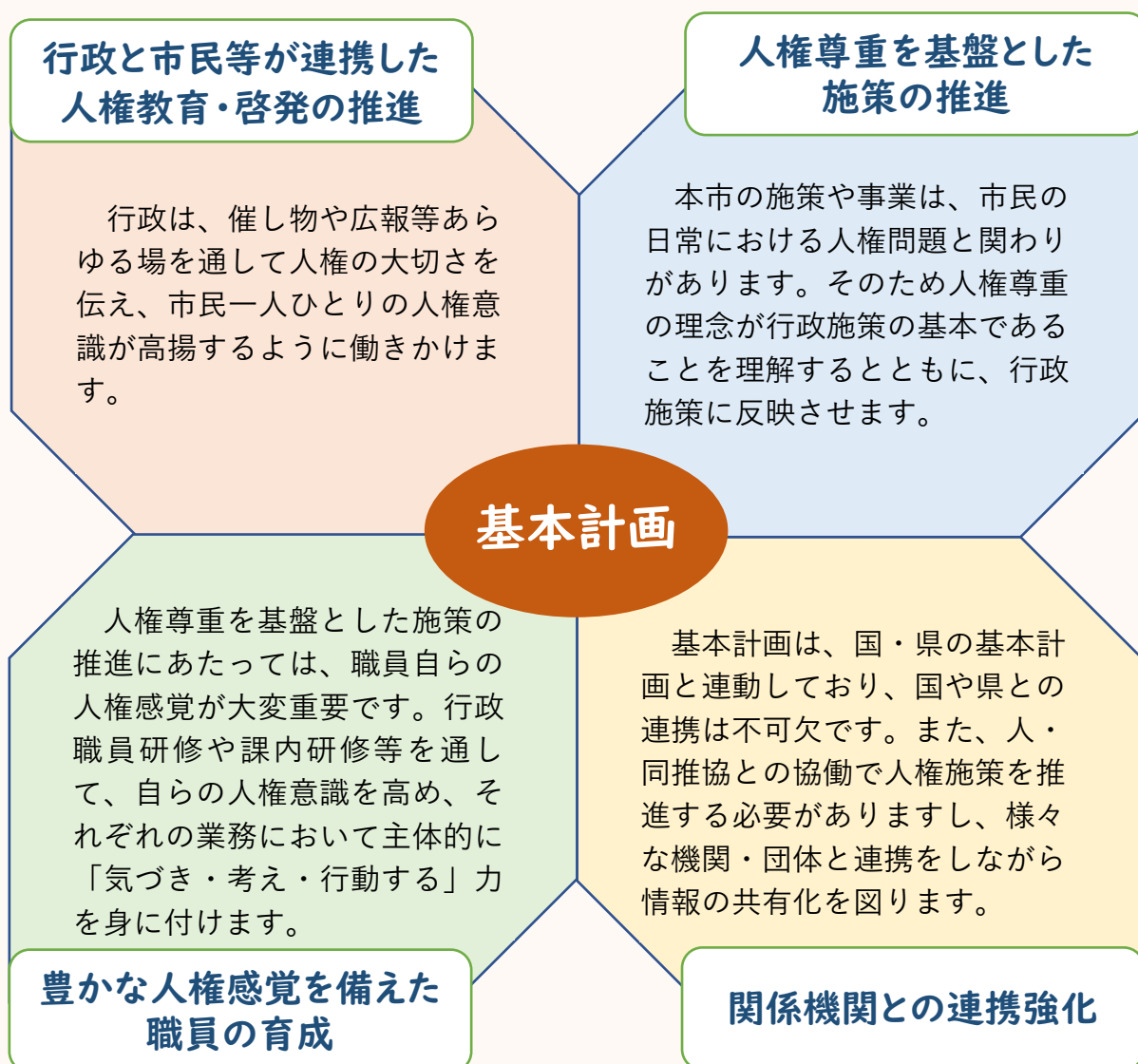
基本理念

人権教育・啓発の目標は、すべての人の基本的人権と自由が尊重され、安心して、すべての人がその個性を全面的に開花させるまちづくりです。

憲法第14条に謳われている「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または[※]門地により、政治的・経済的または社会的関係において差別されない」社会を実現することです。

門地：家の格付け・家柄のこと

基本計画の施策の概要



3 人権問題の現状と今後の方向性

部落差別の問題

現 状

部落差別は、日本の近代社会形成の過程の中で生み出され、日本国民の一部の人が長い年月にわたって様々な場面で差別を受けている、日本固有の重大な人権問題です。国・県・市において、法、条例等が新たに施行されましたが、現在も差別的な言動や不当な扱いを受けるといった事例が発生しています。

今後の方向性

- ・部落差別の問題に対する正しい認識と理解の促進に努めます。
- ・行政・学校・地域・事業所等が連携し、部落差別の解決に向けて取り組みます。

女性の 人 権



現 状

依然として固定的性別役割分担意識等が根強く残っており、家庭生活における家事・育児・介護等を主に女性が担っていることや、政治・経済・社会の様々な分野における政策・方針決定の場への女性の参画が少ないこと、女性に対する暴力や様々なハラスメントなどの課題があります。

今後の方向性

- ・「菊池市男女共同参画計画」を基に、女性の権利を阻害する様々な問題に対する取組を積極的に推進します。
- ・女性の権利に関する専門相談の周知を図ります。

子どもの 人 権



現 状

ここ数年、乳幼児、児童の虐待が大きな社会問題となっています。背景の一つとして少子高齢化や核家族化の進行とともに生活環境が多様化し、地域における人のつながりの希薄化が指摘されており、子どもの社会性や協調性が育まれにくくなるなど、子どもの健やかな成長に対しての影響が懸念されています。

今後の方向性

- ・児童虐待の防止や児童の適切な保護に向けて、行政・地域・関連団体の連携体制・支援体制の強化に努めます。
- ・いじめや不登校などの問題に対して、教職員の研修やスクールカウンセラーの配置など、指導及び支援体制の充実を図ります。
- ・民生委員・児童委員、家庭児童相談員などの資質向上を推進し、子どもが安心して暮らせるまちづくりに努めます。



高齢者の 人 権



現 状

超高齢化が進展している中で、高齢者の人権に関わる様々な問題が起きています。家庭や高齢者施設等における高齢者虐待、身体的機能や判断能力が低下した高齢者への金銭詐欺や振り込め詐欺、悪徳商法による違法な契約等、高齢者に対する権利侵害が多発し重大な社会問題となっています。

今後の方向性

- ・介護や認知症に対する正しい理解を広めるため、出前講座等を定期的に開設するなど、高齢者の人権を確保する取組を推進します。
- ・地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、すべての高齢者が一人の人間として尊重され、生きがいを持って主体的に社会参加ができる社会づくりを推進します。

障がい者の 人 権



現 状

いまだに障がいのある人に対する誤解や偏見が根強く残っており、本人やその家族が不当な扱いを受けたり、差別的な言動を受けたりすることがあります。

今後の方向性

- ・障がいや障がい者について正しい知識の普及を広め、※ノーマライゼーション理念の一層の浸透を図ります。
- ・障がい者のニーズに対応した合理的配慮に努めます。

ノーマライゼーション：障がいのあるなしにかかわらず、平等に生活する社会を実現させる考え方

外国人の 人 権

現 状

本市では、2019（平成 31）年 3 月末現在、578 名の外国人が生活しています。そのような中、言葉や文化、生活習慣の違いなどから、言われなき差別や偏見を受ける人もおり、重大な人権侵害となっています。

今後の方向性

- ・多言語での情報提供や相談体制の充実を推進します。
- ・互いの文化や習慣を理解する機会や交流の場などの創出に努めます。

水俣病を めぐる 人 権

現 状

国・県・水俣市では、水俣病について正しく学べるような体制を整え、教育啓発活動に努めていますが、今なお水俣病に対する偏見や差別の問題が存在しています。

今後の方向性

- ・差別や偏見の解消に向けた学習機会の提供に努めます。



ハンセン病 回復者等の 人 権

現 状

国の長年にわたる誤った隔離政策により、多くのハンセン病回復者等が人権上の制限や差別を受けました。現在もなお、正しい知識の不足による偏見が根強く残っている状況です。

今後の方向性

- ・ハンセン病に対する正しい理解と認識を深めるための人権教育・啓発活動を推進します。

H I V感染者 ・難病患者等の 人 権

現 状

医学的に不確かな知識や思い込みにより、様々な偏見や差別意識が生まれ、患者や家族に対する人権問題が生じています。

今後の方向性

- ・病気に関する正しい知識を学ぶための人権教育・啓発活動を推進します。

インター ネットに よる 人権侵害

現 状

S N Sに代表される、インターネットを利用したサービスの普及により得られる便利さの反面、その匿名性、情報発信の容易さから今まで考えられなかった事件や犯罪、人権侵害や名誉毀損、迷惑行為などが頻発し、社会問題となっています。

今後の方向性

- ・ルールやモラルを守った正しい利用に向けた啓発を推進します。
- ・人権が侵害された場合の対処方法や相談体制づくりに努めます。



性自認・ 性的指向 に関する 人 権

現 状

性とは、女性と男性の2つの性で、異性を恋愛の対象とすることが当たり前という固定観念で、それ以外の性の在り方に対する理解は十分とはいえない現実があります。

今後の方向性

- ・人権教育・啓発活動を通して、市民のさらなる理解促進に努めます。
- ・関連法の周知に努め、性的少数者の人権の保護を推進します。

さまざまな 人 権 問 題

これらの他にもさまざまな人権問題があり、それらを取りまく環境の変化に伴って、より深刻化しているものもあります。

- ・アイヌの人々に関する人権
- ・犯罪被害者等の人権
- ・北朝鮮当局に拉致された被害者等の人権
- ・ホームレスの人権
- ・刑を終えて出所した人の人権
- ・災害被害者の人権

さまざまな場で正しい知識を知らせるとともに、自らの問題として考えてもらい、具体的な行動につながる取組を推進します。



4

本市における人権教育・啓発の取組

「市民一人ひとりの人権が大切にされる差別のない明るいまちづくり」の実現に向けて、人・同推協の各部会が一体となった人権教育・啓発に取り組めます。

人権教育

就学前教育

子どもの権利条約の精神を大切にしながら、子どもたちが安心・安全に生活できるよう家庭・地域との連携を深め、子どもたちの育ちを見守ります。

学校教育

児童生徒一人ひとりの発達段階に応じて、社会で生きるために必要な資質や能力を育成するとともに、他者に対する思いやりの心を育みます。また、人権教育をすべての教育活動の中心に位置づけ、実践的な人権教育の推進に努めます。

社会教育

すべての人々の人権が大切にされる社会の実現をめざし、各団体における自主研修や部会主催による人権啓発講演会の開催を推進します。また、あらゆる人権問題に対する認識を深め、市民が主役となって身の回りの人権問題に取り組むための体制づくりに努めます。

人権啓発



人権問題について、正しく理解・認識されるように努め、日常生活の中で、自らの態度や行動に表すことができることを目標として啓発を進めます。

また、研修会等の開催やリーフレットの作成・配布を中心に、様々な立場やライフステージに応じたテーマの設定に努めるとともに、西部市民センターや教育集会所等を活用して、地域住民に身近な問題として関心を持ってもらえるような啓発活動に取り組めます。



5

実施主体ごとの取組

行政がすべきこと

- ・研修や人権啓発行事へ積極的に参加することにより、職員一人ひとりが認識を深めること。
- ・基本計画や関連法令について広く市民に周知するとともに、計画の目標実現に努めること。
- ・人権尊重社会の形成をリードする人材育成に努めること。

家庭でできること

- ・保護者が家庭での教育力の向上を図るとともに、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを子どもに示していくなど、日常生活の中での人権教育を推進すること。

地域でできること

- ・地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとともに、「ふるさと懇談会」などのさまざまな人権教育・啓発活動を通して、地域住民の人権意識の高揚に努めること。

就学前教育でできること

- ・園児やその保護者への人権意識の高揚に努めること。
- ・関係機関と連携し、虐待等の防止に努めること。

学校でできること

- ・教職員は人権尊重の精神に基づき、学校の実態に沿った指導力の向上に努めること。
- ・「差別しない」「差別させない」「差別を許さない」児童生徒を育成すること。
- ・保護者に対する人権教育・啓発にも取り組み、子どもの学びを家庭・地域に広げること。

職場でできること

- ・配置、賃金、昇格などのあらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくり。
- ・人権に関する教育を、職場内研修プログラム等を通して実施すること。
- ・人権に係る相談体制の整備の充実にも努めること。

福祉・医療施設でできること

- ・人間の尊厳や人権尊重の理念、プライバシー保護などをテーマとする実践に即した人権研修・学習を継続的に実施すること。

マスメディア関係者にできること

- ・報道や番組等を通して、人権が尊重される社会の実現に寄与すること。
- ・自己研鑽と研修の機会を多く持ち、常に人権に配慮した取材や報道を行うこと。

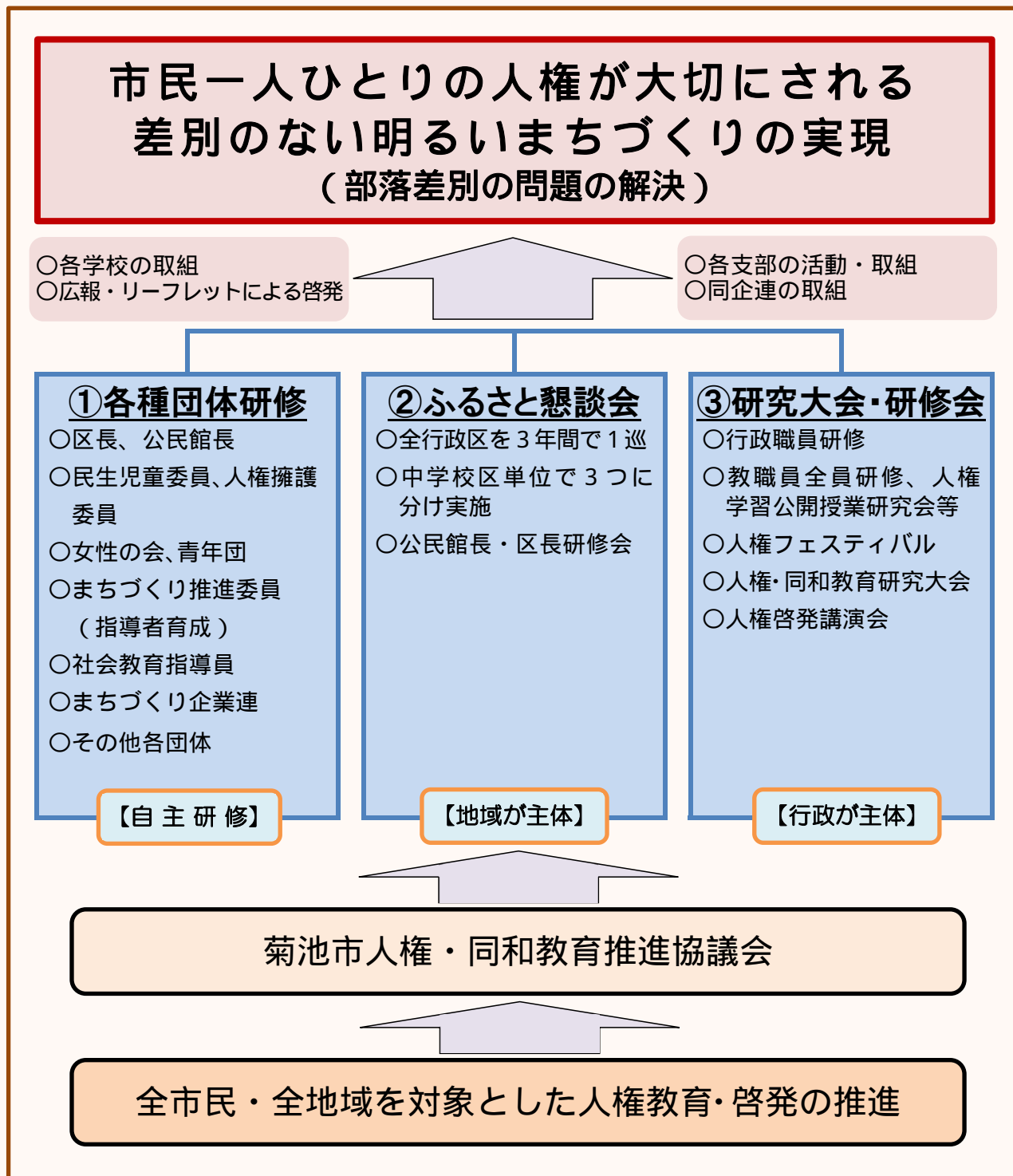


6

人権教育・啓発の推進

本市の人権施策は3つの柱（各種団体研修、ふるさと懇談会、研究大会・研修会）で構成されており、「菊池市部落差別等撤廃・人権擁護審議会」での協議を経て決定され、計画推進にあたっては、庁内の関係部局課ときめ細かな連携を図りながら推進します。

【本市における人権教育・啓発活動の構想図】





編集・発行 菊池市 総務部 人権啓発課

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888 番地

Tel:0968-25-7209 Fax:0968-25-2132

e-mail:jinken@city.kikuchi.lg.jp